

生業を返せ訴訟 福島地裁判決

国と東電を断罪

◎「事故は回避できた」

◎「津波予見でき対策怠った」



損害賠償の範囲・金額拡大 被害者賠償請求拡大へ大きな地歩

東京電力福島第一原発事故の被害者約3800人が国・東電を相手に現状回復と損害賠償を求めた「生業訴訟」の判決が福島地裁で言い渡された。判決では、「津波の長期評価」に基づき津波の試算ができたのに、これを怠り、国が権限を行使して東電に適切な防護策を取らせていれば事

「勝ったぞ！」

10日午後2時過ぎ、垂れ幕を持った弁護士3人が裁判所を出てくる。一斉に垂れ幕を掲げる。「勝訴」「国と東電断罪」「被害救済広げる」…「勝ったぞ！」県北農民連服部事務局長の声が響く。裁判所を取り囲む原告・支援者から歓声が上がると、抱き合い、涙ぐむ原告たち。「勝ったぞ！」「勝ったぞ！」のコールと歓声が続く。そして、「再稼働反対」「再稼働反対」のコールが裁判所前から福島の青空へ広がる。

県北農民連の阿部哲也さんは、「やっとここまできた。だけど、これからが本当のたたかいになる。」と気持ちを引き締める。会津農民連の安部一浩さんは「会津は賠償から外されたが、生業は賠償金をすべての原告で分配することになっているので、高裁にむけて頑張りたい」と決意を語る。

生業訴訟は、「代表立証」（原告と同じ地域に住む住民は同様の被害を受けたとする方式）を採用。現時点で訴訟に加わっていない住民が提訴した場合、判決で示された賠償額が適用される可能性がある。



前進への強い足掛かり

原告団長 中島 孝

生業訴訟の勝利判決は、国と東電の責任を断罪し、その上立って賠償の地域拡大、金額の上積みを目指しました。会津地方などを除き、精神的損害に16万などを追加で支払え、としたのです。中間指針の不十分さを司法が認めました。しかし、会津地方や県外の被害を、一部を除き認めなかった、金額が不十分などの問題は残りますが、前進の強い足掛かりができました。控訴審が始まります。意気高く頑張ります。

生業訴訟判決の要点

- ◆国・東電の主張—津波は想定外だった。国は規制する権限がなかった。福島地裁—津波を予見できたのに対策を怠った。国は権限を行使して対策を取らせていれば事故は防げた。
- ◆「20ミリシーベルトを下回る被ばくは健康リスクが極めて小さい。原告らの被害は科学的根拠のない危惧不安のたぐい」これらの国・東電の主張を退ける。
- ◆東電に5億円の賠償命令。国は、この半分を連帯して支払え。
- ◆平穏生活権侵害による賠償を「中間指針」の範囲を県外にも広げ、賠償水準上積み。県南地方10万円。自主的避難等対象地域で新たに16万円。

農民連フラッシュ flash

10・7怒りの農民行動・軽トラパレード

10月7日(土)安達地方農民連で4回目となる怒りの軽トラパレードが会員20名、トラクター3台、軽トラック12台で行われ、「選挙に行って政治を変えよう」「憲法9条とお米は日本の宝」「戸別所得補償がなくなれば稲作所得2兆円が奪われたことになる」と市民にアピールしました。参加者からは「仲間と集まって行動することは楽しい、元気がでる」「継続することが大事だ」と感想が出されました。



2017年産県内稲刈り、米検査始まる

稲刈りの時期が到来。今年は、天候不順や台風の影響があり思うように作業が進んでいません。各地で収穫した米の放射能全袋検査や等級検査などまだまだ続きます。



NOTE

青年部の活動、地元の農や食のことをリレーで紹介

若き農業者のつふやき せいねんぶ農人

天候不順に悩まされた今年の農作業の日々。「行雲流水」のことわざがあるように自然に身をゆだね、大地からの声なき声に心をかたむける。自然や人間社会と原発は共存できないという教訓が薄れていく社会情勢の中で、自然と向き合う農家の役割は無限と感じている。 by菅野

